

令和9年度 鮭川村立保育所新規入所児童の受付及び 途中入所希望調査の実施について

令和9年4月1日の新規入所児童の受付（おもて面）及び、途中入所希望についてあらかじめ把握
させていただくための令和9年度中の途中入所の希望調査（うら面）について実施いたします。

◎＜令和9年4月1日の新規入所＞を希望される方について

■入所資格（①～②の条件を満たす方）

- ①令和9年4月1日現在で村内に住所を有する、生後8か月から満6歳の乳幼児であること。
- ②お子さんの保護者及びお子さんの面倒をみている家族の方が、下記のいずれかに該当し、
保育の必要性があること。
 - ・月48時間以上の労働を常態とする方
 - ・妊娠中又は出産後間もない方
 - ・疾病、負傷又は精神や身体に障がいを持っている方
 - ・同居の親族を常時介護又は看護している方
 - ・災害の復旧にあたっている方
 - ・求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている方
 - ・就学（職業訓練を含む）している方



■必要書類等

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼村立保育所入所申込書
- ②就労証明書（会社等に勤務している方。勤務先から証明をいただってください）
- ③事業状況申告書（農業など自営業の方）
- ④入所理由申立書（就労以外の理由で保育が必要な方）
- ⑤村立保育所利用調査票（アレルギーの有無や既往歴等、保育に必要な情報を記載する書類）

※必要書類の様式は10月14日（水）から、鮭川村健康福祉課でお渡しします。鮭川村のホーム
ページにも掲載しています。

■申込受付

必要書類が全て整いましたら、鮭川村健康福祉課に提出してください。その際に、書類の確認、
内容に関する聞き取りを行います。申込期限は令和8年11月20日（金）です。

受付期間	提出場所	受付時間
11月2日（月） ～ 11月20日（金）	鮭川村役場1階 健康福祉課 福祉係	（平日）午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日は除きます。 ※上記時間内に来庁できない方はご相談ください。

（うら面に続きます。）

■保育時間（世帯の状況により決定します）

【月～金】短時間保育 午前8時30分～午後4時30分 の範囲内
標準時間保育 午前7時30分～午後6時30分 の範囲内
【第1・3・5土曜日】 午前8時30分～午前11時

■保育料

0～2歳児：保護者の村民税の金額に応じて決定されます。既に兄弟が入所しており、同時に2人以上が入所する場合は半額となり、第3子以降は無償となります。
3歳以上児：無償となります。ただし、令和9年4月1日時点は2歳で年度途中で3歳となる場合は、途中で無償とはなりません。

■送迎

原則、保護者による送迎となります。満3歳以上のお子さんは保育所通園バスが利用できます。バスの発着時間は地区によって異なります（9時頃に保育所着、16時頃に保育所発）。

◎＜令和9年度の途中入所＞を希望される方について

□対象児童

令和9年度途中（4月1日以降）に保育所入所を希望する児童
※0歳児については、生後8ヶ月を迎えた日より入所が可能となります。
入所資格についてはおもて面と同様です。

□提出いただく書類（必要書類様式は鮭川村健康福祉課でお渡しします）

途中入所希望調査票

※途中入所の予約、保障をするものではありません。定員の都合上、就労及び世帯等の状況により、入所の必要性を事前に把握させていただくためのものです。

□提出について

令和8年11月20日（金）まで、鮭川村健康福祉課福祉係へお願いいたします。

◎留意事項

- ・入所希望児童が定員を超えた場合、就労や世帯の状況等を踏まえ、選考委員会で選考します。
- ・途中入所希望調査票は、上記期限まで忘れずに提出してください。
- ・期限を過ぎても入所に関する相談は受け付けておりますが、定員の都合上、希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問合せ先：鮭川村健康福祉課福祉係 55-2111（内線 139）